

奈良県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年七月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡下北山村大字池峰七五八から七六三まで、大字  
下池原八四九、八五五、八五六の一、八五九の一、八六〇から八六三まで、八六四の  
一、八六四の二、八七一

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) (一) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備課及び下北山村  
役場に備え置いて縦覧に供する。）